

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間に係るA生活協同組合における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から同年8月2日まで

私は、B生活協同組合（現在は、生活協同組合C。以下「C」という。）の創業に当たり、設立支援母体のA生活協同組合から昭和45年12月に移籍したが、設立当初の従業員は4人と少なく、Cが47年8月2日に厚生年金保険の適用事業所となるまでは引き続きA生活協同組合の被保険者として扱われていた。

しかし、厚生年金保険加入記録によると、A生活協同組合での資格喪失日が昭和47年6月1日、Cでの資格取得日が同年8月2日と2か月間の空白があり、実態と違っているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及びCが提出したB生活協同組合の設立5周年記念祝賀会開催時における役員名簿により、申立人が申立期間において、Cに勤務していたことが推認できる。

また、複数の元同僚は、「設立当初、Cは職員数が少なく、社会保険の適用事業所の要件を満たすまでの間は、A生活協同組合で給与計算の事務代行をしており、当該事業所の被保険者として取り扱ってもらっていた。」と証言している。

さらに、申立人と同時期にA生活協同組合からCに移籍し、申立期間と同

一の空白期間のある同僚から提出された「昭和 47 年分給与所得に係る源泉徴収票」から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、申立期間について、A生活協同組合の給与計算、社会保険事務手続きの担当者は、「当時、Cの給与計算、給与の支給等を代行しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料はA生活協同組合の職員と同じように控除していたと思う。」と証言していることから、申立人に係る厚生年金保険料は、厚生年金保険の適用事業所となる前のCにおいて控除されていたが、社会保険の取扱いはA生活協同組合で行われていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和 47 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、申立人の A 生活協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における同年 5 月の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるをえない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年5月21日）及び資格取得日（昭和46年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和26年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和46年5月21日から同年7月1日まで

職業安定所の紹介でA社に、昭和46年4月から同年9月まで勤務したが、途中の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が抜けているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和46年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度資格を取得しており、同年5月及び同年6月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様の業務についていた複数の同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かった旨を証言している上、当該複数の同僚は、申立期間に係る給与明細書を提出しており、その給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認でき、当該期間において厚生年金保険の記録は継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 46 年 4 月のオンライン記録及び同僚の給与明細書の保険料控除額から 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 5 月及び同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年5月21日）及び資格取得日（昭和46年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月21日から同年7月1日まで

昭和46年4月から同年9月までA社に勤務したが、途中の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。給与明細書ではこの間の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和46年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度資格を取得しており、同年5月及び同年6月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間について、複数の同僚の証言により、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様の業務についていた複数の同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かった旨を証言している上、申立人は、申立期間に係る給与明細書を保管しており、その給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 46 年 4 月のオンライン記録及び給与明細書の保険料控除額から 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 5 月及び同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 6 日から 55 年 1 月 1 日まで

A社の社長より入社依頼を受け、当時、安定した生活を望んでいたため、昭和 45 年 12 月から同社で営業職として勤務した。また、長女が生まれて間もない頃で、健康保険被保険者証も家族全員で使用していたと思う。勤務当初からの記録が無いので申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、厚生年金保険手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の厚生年金保険の資格取得日（昭和 55 年 1 月 1 日）の記録はいずれも一致している上、申立期間について雇用保険の加入記録は確認できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の手帳記号番号の払出日は、申立期間内の昭和 50 年 1 月 13 日であり、市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち同年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までの 24 か月間が国民年金保険料の申請免除期間となっている。

さらに、A社は、平成 10 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その事業主は既に他界している上、当時の事務担当者との連絡が取れないため、厚生年金保険の加入、保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月 10 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 2 月 25 日から同年 5 月 21 日まで  
③ 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
④ 平成元年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 54 年 2 月 10 日から 58 年 11 月 7 日までは、A社に継続して勤務したが、厚生年金保険の加入記録では、54 年 2 月 10 日から同年 10 月 1 日までの期間と 55 年 2 月 25 日から同年 5 月 21 日までの期間の加入記録が無い。

また、B社（現在は、C社）にD職として昭和 60 年 4 月 1 日から平成元年 7 月末まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録では、昭和 60 年 5 月 1 日から平成元年 7 月 1 日までの期間となっていて、昭和 60 年 4 月と平成元年 7 月の加入記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、雇用保険の加入記録から、その一部の期間はA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「入社と同時に厚生年金保険には加入していなかった、しばらく経過してから加入した。」と証言している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日の記録は、オンライン記録と一致しており遑って訂正されるなどの不自然さは見当たらない。

さらに、当該事業所は平成 14 年 12 月 3 日に解散しており、当該期間当時の資料は残存しておらず、当時の事業主からは回答を得られない。

申立期間②について、申立人は、雇用保険の加入記録により、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所の元役員は、「申立人はいつ頃か覚えていないが2度入退社したかもしれない。」と証言している上、複数の同僚は、「自分自身、当該事業所で2度入退社した。」と証言しており、当該事業所に係

る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人を含め 21 人の元従業員が 2 度被保険者資格を取得した記録が確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 55 年 2 月 25 日と記録され、健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる上、2 回目の厚生年金保険の被保険者資格取得時には、新たな整理番号が付番され、資格取得日は同年 5 月 21 日と記載され、この記録はオンライン記録と一致しており、遡って訂正されるなどの不自然さは見当たらない。

さらに、当該事業所は既に解散しており、当該期間当時の資料は残存しておらず、当時の事業主からは回答を得られない。

申立期間③及び④について、C 社では、申立人の当該事業所での在籍期間を昭和 60 年 5 月 1 日から平成元年 6 月 30 日までと回答しており、これは、オンライン記録及び雇用保険の加入記録と整合している上、申立期間③について、同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚は、「入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と回答している上、オンライン記録に不備は見当たらない。

また、申立期間④について、申立人は、所持している銀行の預金通帳の記録から、代理店契約を結んでいた E 社から平成元年 8 月 7 日に入金を確認できることから、同年 7 月末まで B 社に勤務していたとしているが、元同僚は、「入金は、E 社の代理店としての報酬であるため、社会保険の保険料は控除されていない。」と証言している上、E 社は、「当時の資料は残存しておらず、いつ締め切りの保険料の報酬か分からない。」としている。

さらに、C 社は、「D 職と E 社の関係について、弊社は関わっていないと思う。」とし、「当時の資料は無いため詳しい状況を把握することはできない。」としている。

このほか、申立人の申立期間①から④までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 23 日から 5 年 4 月 20 日まで  
ねんきん定期便により標準報酬月額の記録を確認したところ、A社で勤務した期間について、当時支給されていた給与額より低い金額になっていた。実際は 30 万円前後の給与が支給されていたと記憶しているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 4 年 8 月 23 日の被保険者資格取得時において 36 万円と記録されていたところ、5 年 1 月 12 日付けで、被保険者資格取得時に遡って 24 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「入社して最初の給料は 23、24 万円だったと思う。その後 2、3 か月してから 30 万円くらいに上げてもらった。36 万円までもらっていた記憶は無いが、30 万円くらいはもらっていた。」と供述しているが、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社の元事業主は、会社は既に倒産しているため当時の資料は無いとしているものの、「申立人の給料は、他の従業員と同じくらいだった。私が社長だったので、私の方が給料は高かった。」と証言しており、オンライン記録によると、申立期間当時当該事業所に在籍していた男性従業員の標準報酬月額は、おおむね 22 万円から 26 万円であることが確認できる。

加えて、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた平成 5 年 1 月 12 日にA社において、厚生年金保険の被保険者であった者は 11 人確認できるが、標準報酬月額が遡及して減額訂正された者は申立人のみであることが確認できる上、当該元事業主は、「申立期間当時、社会保険料の滞納は無かった。」と証言

している。

また、当該事業所において、社会保険事務を担当していた者からは回答が得られないため当時の状況を確認することはできない。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 4 月 1 日から同年 7 月 8 日まで  
② 平成 9 年 7 月 8 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が 22 万円と記録されているが、月額 42 万円の給料をもらっていたので、記録を訂正してほしい。

また、平成 9 年 7 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録になっているが、同社には同年 10 月末日まで勤務していたので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人が所持する平成 9 年 6 月分給与支払明細書によると、給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できるものの、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者としてその主

張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録（平成9年4月1日資格取得、同年9月17日離職）から、申立人が当該期間の一部において、A社に勤務していたことが推認される。

しかし、オンライン記録によると、同社は平成9年7月8日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、市が保管する申立人に係る平成9年分税務関係資料には給与収入の記載はあるものの、社会保険料控除額の記載は無く、申立期間②について厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。